

平成26年 4 月23日

平成26年

第 4 回教育委員会定例会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成26年第4回教育委員会定例会会議録

平成26年4月23日午後3時大田区教育委員会定例会を開催した。

1 出席委員

鈴木清子	委員	委員長
尾形威	委員	委員長職務代理者
芳賀淳	委員	
横川敏男	委員	
藤崎雄三	委員	
津村正純	委員	教育長

計 6 名

2 出席した職員

教育総務部長	勢古勝紀
教育地域力・スポーツ推進担当部長	赤松郁夫
教育総務課長	青木重樹
副参事(教育施設担当)	下遠野茂
学務課長	水井靖
指導課長(幼児教育センター所長兼務)	菅野哲郎
副参事	長塚琢磨
学校職員担当課長	室内正男
教育センター所長	岩田美恵子
社会教育課長	星光吉
大田図書館長	北村操

計 11 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条及び大田区教育委員会会議規則第3条により、第4回大田区教育委員会定例会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 鈴木清子

○委員長

ただいまから、平成26年第4回教育委員会定例会を開催する。

これより審議に入る。本日の出席委員数は定足数を満たしているので、会議は成立する。

なお、本日は傍聴希望者がいる。委員の皆様にも傍聴許可を求める。許可してよろしいか。

(「はい」との声あり)

○委員長

傍聴を許可する。

(傍聴者入室)

○委員長

次に、会議録署名委員に教育長を指名する。

日程第1 「教育長の報告事項」

○委員長

教育長から説明を求める。

○教育長

資料1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案の概要

資料2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案要綱

資料3) 下村博文文部科学大臣記者会見テキスト版

資料4) 地方教育行政の組織の改革による地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案の概要

それでは、教育長報告をさせていただきます。

本日は、今国会に内閣が提出し、現在、国会で審議中の教育委員会制度の見直し等に伴う地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案並びに民主党・維新の会が共同で提出した地方教育行政の組織の改革による地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案の概要について、報告をさせていただきます。

お手元の資料を御覧いただきたい。なお、これらの資料は文部科学省のホームページ及び民主党のホームページから取得したものである。

まず、現在開会中の国会は第186回国会で、会期は1月24日から6月22日の150日間である。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案については、内閣提出法律案として、衆議院になるが、4月4日国会に提出され、4月15日から審議入りをしている。4月16日からは、文部科学委員会で審議がされているところである。

また、笠浩史議員ほか3名の議員発議による、地方教育行政の組織の改革による地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案については、4月14日に国会に提出され、同じ

く4月15日から審議入りをしている。

次に、法案の概要について説明をさせていただく。配布資料として、内閣提出法律案については法律案の概要、法律案要綱、それから文部科学大臣記者会見、これは7月4日に行われているが、その記者会見の内容をお配りしている。議員提出法律案については、法律案の概要をお配りしている。

まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案の概要を御覧いただきたい。趣旨であるが、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行うというものである。

あわせて下段の4、その他の下のところの米印を御覧いただきたい。政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとするとなっている。

次に、改正のポイントであるが、大きく4点ある。

まず1点目、1の教育行政の責任の明確化のところを御覧いただきたいと思う。丸の一番上である。教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置くというものである。この新教育長については、2段目になるが、首長が議会の同意を得て、直接任命・罷免を行うというものである。現行は、御案内のとおり、教育委員について議会の同意を得るというものになっているが、今回の改正により、教育長と教育委員を切り離して規定をすとなっている。

丸の3番目を御覧いただきたい。教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。また、教育委員会の会議の招集も教育長が行うことになる。

四つ目の丸であるが、教育長の任期は3年とする。教育委員については従来どおり4年のままである。この趣旨については、首長の任期が4年であるため、その首長の任期期間中に、一度は教育長を選べるという形にするために任期を3年としたと言われている。

次に、改正のポイントの2点目になるが、大きい2番の総合教育会議の設置、大綱の策定の一番上の丸を御覧いただきたい。首長は、総合教育会議を設ける。会議は、首長が招集し、首長、教育委員会により構成されるというものである。

改正のポイントの3点目であるが、その次の丸を御覧いただきたい。首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定すとなっている。

ここでは、概要であるため簡略に表現されているが、教育の振興に関する施策の大綱というのも、法律上は、教育、学術、文化の振興に関する施策の大綱となっている。この大綱については、策定権限は長になる。

次の丸の3番目だが、この総合教育会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行うとなっている。

次に、改正のポイントの4点目になるが、3の国の地方公共団体への関与の見直しのところを御覧いただきたい。そちらの丸を御覧いただきたいと思うが、いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化するため、第50条

(是正の指示)を見直すとなっている。

これは、現行規定では児童生徒等の生命又は身体の保護のためと規定されているところを、児童生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると思込まれ、その被害の拡大又は発生を防止するという表現に変更されており、より明確化をしたということである。改正点の大きなポイントは、今申し上げた4点である。

次に、その他のところを御覧いただきたい。丸の二つ目に、経過措置の規定がある。現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職するとなっている。

大田区の場合で申し上げますと、平成29年12月21日まで教育長の教育委員としての任期があるので、それまでは現行の規定の条文が適用される。なお、教育委員長についても、ただいま申し上げた平成29年12月21日をもって、教育委員ではなくて教育委員長としての任期は満了になると規定されている。

施行期日は一番下に記載されているとおり、平成27年4月1日である。

詳細については、配布した法律案要綱のほうを、後ほど、お目を通していただきたいと思っている。

次に、地方教育行政の組織の改革による地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案の概要のほうを御覧いただきたい。

まず、法案の理念である。地方公共団体における教育行政について、教育基本法の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、その責任体制を明確にした上で教育の中立性を確保しつつ、公正かつ適正に行うとするものである。

法案の概要だが、1番、教育行政における責任の一元化である。一番上の丸であるが、地方公共団体における教育行政は、首長が行うものとする。その首長は、教育、これも教育、学術、文化と別の条項に規定されているが、教育の振興に関する総合的な施策の方針を定めること。

それから、3番目の丸、首長が教育長を任命し、任期中いつでも解職できること。この法律案では、首長が議会の関与がない形で直接任命・解職ができるとするものである。

4点目の丸、教育長は、首長の指揮監督の下、教育に関する事務をつかさどることである。

それから、大きい2番の教育行政に対する評価・監視機能の確保である。議会において選挙された委員からなる教育監査委員会を置くこと。この教育監査委員会は、以下の事務を処理することとしており、①として教育行政に関する評価・監視、②として首長に対する勧告、③学校教育等に関する事務に係る苦情についてのあっせんの事務を処理するとされている。

また、三つ目の丸であるが、首長は、この教育の振興に関する総合的な施策の方針を定め、変更しようとするときは議会の議決を経ることとされているところである。

3のその他であるが、まず一番上の丸、首長が教育に関する事務を行うに当たっては、学校の管理運営が主体的に行われるようにするとともに、緊急事態、具体的には生命、身体、教育を受ける権利を保護する必要がある緊急事態に適切に対処することができるよう配慮することという規定が第63条の規定として置かれている。

それから、2番目の丸、県費負担教職員の任命権者を市町村長とすること及び国の負担

の在り方も含む県費負担教職員の人件費の負担について、検討を加え、必要な措置を講ずるものとするということがある。

これは、法律上の本文では、あくまでも県費負担教職員の任命権者は知事とされているところであるが、附則の第4条において、法施行後3年を目途に、ただいま読み上げた任命権者を市町村長とすること、それから国の負担の在り方を含む人件費の負担について、検討を加え、必要な措置を講ずるものとするという規定があるということである。

それから、一番最後の丸であるが、学校運営協議会について、原則として地方公共団体が設置する全ての小学校及び中学校に設置されるよう検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。これについても、法律上の本文においては、学校運営協議会を設置することができるという現行規定と同じような規定が記載されており、ただ、この法律案では、教育委員会制度を廃止するので、委員の任命は長が行うとなっている。このできる規定について、同じく附則第4条において、法施行後、できるだけ速やかに全ての小学校及び中学校に設置されるよう検討を加え、必要な措置を講じるものとするということ規定が置かれているものである。施行期日については、この法律案につきましても27年4月1日を予定している。

内閣提出法案及び議員提出法案の概要については、以上御説明させていただいたとおりである。

今後については、国会の審議を見守っていくということになるが、政府案については与党間で調整済みであること、政府案と議員提出議案には内容的にも隔たりが大きいことから修正は難しいのではないかと、また、今会期中に成立する見通しであるという新聞報道等がなされているところである。

○委員長

ただいまの教育長の報告に、意見・質問はあるか。

○芳賀委員

質問だが、内閣案のほうの附則2条の読み方がもう一つよくわからない。「現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職する。」というところなのだが、委員として在職するという意味であることだけはよくわかるのだが、新教育長というシステムが置かれるのは平成27年4月1日からなのか、それとも現教育長の任期が切れた後という意味なのか。それは、どちらの意味なのか。

○教育長

後者である。

○芳賀委員

現教育長の任期が終わってから、新教育長のシステムになるということか。

○教育長

そのとおりである。先ほども御説明したが、大田の場合は平成29年12月21日で教育委員

としての任期が切れるので、それまでは現行の規定がそのまま適用になる。その日をもって、その時点で教育委員長である教育委員の方の、教育委員長としての任期が切れる。教育委員としての任期はそのまま継続するわけだが、教育委員長としての任期は切れるので、それ以降は、新しい改正案に基づいた新教育長のほうに移行していく。経過措置的に、不在の場合にどうするかというのはまた別の規定としてあるが、大きな枠組みとしていえばそういう形である。

○芳賀委員

そうすると、今、教育委員長は委員の中から互選でやっているが、それがしばらくまだ続くということか。

○教育長

そのとおりである。

○芳賀委員

承知した。

○委員長

それでは、承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

日程第2 「部課長の報告事項」

○委員長

部課長の説明を求める。

○教育総務部長

資料) 平成26年度教育委員会事務局の主要事務事業

平成26年度教育委員会事務局の主要事務事業について、御報告をさせていただく。お手元の資料を御覧いただきたい。

平成26年度の主要事業であるが、大田区10か年基本計画、いわゆる「おおた未来プラン10年」の事業に係るものとして19事業、そして、その他の主要事務事業として7事業掲げさせていただいている。その中で、幾つか取り上げて御説明をさせていただきたい。

まず5番、国際理解教育の推進である。26年度の取組の例であるが、外国語教育指導員と英語のみでコミュニケーションを楽しむことのできる英語カフェを、全校で実施をもう既にしている。また、今後の国際理解教育の在り方を今年度も検討させていただくという予定である。

1枚めくっていただきたい。2ページ、番号の7、不登校施策の充実である。既に御案内しているが、今年度よりスクールソーシャルワーカーを教育センターに設けさせていただいており、その従前のスクールカウンセラーに加え、スクールソーシャルワーカーの活用を図っていくものである。また、右側の欄にも書いてあるが、適応指導教室「つばさ」、これは大森西特別出張所の3階に大森教室として新設をする予定である。

その次に、9番の体力向上の推進である。児童生徒の体力向上に向けて、従前、小学生の駅伝大会を全校半分ずつこの2年間実施したが、今年度からは全校参加の大会とさせていただく。また、今後の体力向上施策の在り方について検討していく予定になっている。

次に、12番の学校支援地域本部の充実である。前年度末に、予定どおり全校において学校支援地域本部を設置することができた。今年度についても学校支援コーディネーター等への研修、また支援ボランティアの研修を実施していくとともに、もう既に一部できているが、学校支援地域本部間のネットワークづくりを推進し、より機能的なものにしていくというところで取り組んでいく。

最後4ページ、2番のその他の主要事務事業である。この後ろの4番のスポーツ健康都市宣言記念事業「おおたスポーツ健康フェスタ」の開催についてである。2年前にスポーツ健康都市宣言がされ、大田区として、この時期に合わせて、スポーツ健康都市宣言記念事業として、いわゆる健康面またスポーツ体力向上といった面での「おおたスポーツ健康フェスタ」を開催するというのが今年の予定である。

以上、雑駁であるが、主なものを取り上げさせていただいた。

○学務課長

資料)平成26年4月7日現在 在籍者数(小学校・中学校)

私からは、平成26年4月7日現在の区立小中学校の在籍者数について御報告する。

1枚目が、小学校の在籍者数をまとめたものである。小学校通常学級の在籍者数は、表の一番下の中央部分に表示してある。館山さざなみ学校を含めて、2万7,926人である。昨年度は2万7,829人であり、97人の増となっている。学級数は905学級ということで、昨年度は906学級であり、1学級の減となっている。

また、小学校の学級編制基準については、小学校1年生が35人学級とされ、2年生は35人学級とすることができるという規定となっているが、小学1年生については全校で35人学級が実施された。2年生については、矢口小学校を除き、それ以外の学校については35人学級となった。

矢口小学校が35人学級とならなかった理由であるが、昨年は3学級で35人学級で進んできたが、転入者があり、全児童数が学年で106人となった。これは、1組が35人、2組が36人、3組が35人ということで、一人だけ多いという状況である。1年生から2年生に移る場合には、通常クラス替えは行わないという状況がある。したがって、一人だけということもあり、クラス替えを行うほうがいろいろな混乱が生じやすいということで、そのまま持ち上がることを決定したと聞いている。

それから、特別支援学級の固定級については、右側にまとめてある。36学級243人、15人の増となっている。

めくっていただいて、裏面は中学校の在籍者数等をまとめたものである。中学校の通常

学級在籍者数は、糀谷二部を含め1万1,004人であり、昨年度が1万888人であったため、116人の増となっている。学級数は、糀谷二部を含め321学級、昨年度が322学級であったので、1学級の減となっている。

それから、こちらの下のほう特別支援学級の通級で、児童数290名で、学級数が30学級。中学校の特別支援学級通級は、生徒数69名で、9学級ということである。そのほか日本語学級として、蒲田小学校で24人2学級、蒲田中学校で生徒数27人の2学級という形になっている。

中学校の中学1年生については35人学級にできるということで、職員の配置がなされているが、今年度については、35人学級としたところが6校、それからチームティーチングが8校、少人数指導が8校となっている。

今回、35人学級とした学校が少ないという状況になっている。これは、中1の教員の加員配置が行われるようになって3年目になるが、2年生に上がるときに40人学級ということでクラス替えがまた行われてしまうという状況があり、1年生当時は40人学級で編成して、数学や英語といったものについてはチームティーチングで、より学力差をなくす形で指導していくほうが適切という判断が中学校の中で浸透してきたという状況にあると考えている。

○指導課長

資料) 平成27年度使用小学校教科用図書採択に係る委員会の設置について

私からは、平成27年度使用小学校教科用図書採択に係る委員会の設置について、御報告を申し上げます。平成27年度使用小学校教科用図書採択を公正かつ円滑に行うために設置する委員会として、資料のとおり、教科用図書調査委員会と教科用図書資料作成委員会を設置するので御報告する。

教科用図書の採択は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定められた教育委員会の職務であり、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令に採択期間が4年と定められ、現在使用している教科書は平成23年度から26年度までとなる。平成27年度から使用する教科書については、その前年度である本年8月31日までに採択を行わなければならないとなっている。

採択までのスケジュールについては、次の資料の平成27年度使用小学校教科用図書採択事務進行計画に沿って進めていく。

○社会教育課長

資料) 第63回 大田区子どもガーデンパーティー参加者数

第63回大田区子どもガーデンパーティー参加者数について、御報告する。今年4月20日、日曜日に、区内全10会場で開催した。予報では心配だった天気についても、結果的には雨も降らず、朝は低かった気温も昼ごろにはかなり上がってきたということで、よい天気に恵まれたということが言えるかと思う。教育委員の皆様には、各会場で御挨拶等行っていただき、深く感謝する。

参加者数は、お手元の資料のとおり、合計で、協力者も含め4万7,601名であった。これは、昨年参加者数と比較すると約2万1,500人の増ということになる。昨年は雨天で

雨会場ということもあり、参加者数もかなり減少した。一昨年が、約4万2,000人であり、一昨年と比べても今年度は5,000名近く参加者が増えたということである。

大方の会場で、参加者が増えているという状況がある。その中で、新井宿会場は若干昨年よりも減っているが、昨年は雨プログラムというところで、新井宿会場は比較的雨の影響を受けない会場であったため、ほかの地域に参加する子どもたちも新井宿会場に来たということがあった。そのようなことで、大方参加者も多数御参加いただき、盛大に終えたということである。

なお、事故についてであるが、特に大きな事故というものは1件もない。ただ、馬込会場において、馬込第三小学校の保護者のスタッフで、設営のときに重いものを持ち、ぎっくり腰になってしまった方がいたということであった。こちらの保険の適用については、今、確認中ということである。

○大田図書館長

資料1) 「鳳凰閣（旧清明文庫）を活用した施設整備についての基礎調査報告書」について

資料2) 鳳凰閣（旧清明文庫）を活用した 施設整備についての基礎調査報告書
概要版

資料3) 平成25年度刊行 おおた歴史探検

資料4) 平成25年度刊行 大田区立郷土博物館紀要

資料5) 平成25年度刊行 文化財調査報告書

「鳳凰閣（旧清明文庫）を活用した施設整備についての基礎調査報告書」、それから郷土博物館の刊行物の販売等についての2点について御説明する。

まず、「鳳凰閣（旧清明文庫）を活用した施設整備についての基礎調査報告書」について御説明をする。鳳凰閣の施設活用に関する基礎調査を、文化財の保存及び保護を所管する教育委員会、私どものほうで実施させていただいた。このたび、その調査結果を報告書としてまとめたので御報告する。お手元には、基礎調査報告書冊子とA3判の概要版の資料を御用意した。

早速ではあるが、冊子の資料をもとに御説明をさせていただく。冊子の1ページを御覧いただきたい。この報告書は、文化財保護のあり方、展示計画を見通した候補資料の調査、鳳凰閣活用に関する類似施設の調査、施設活用及び展示イメージの提示を中心に取りまとめている。

前後するが、54ページを御覧いただきたい。こちらでは、文化財保護のあり方について記載している。鳳凰閣の文化財としての価値を高めるため、建物の利活用のあり方を決定するための調査を行った。調査の内容は、劣化の状況を確認し、現況を記録した。調査の結果については、一部に錆はあるものの、構造躯体はほぼ健全であると判断された。今後の整備案としては、現状の構造躯体の改変は行わない、外観は基本的に現状を維持する、内装については当初の仕様を尊重した修理を行うなどを挙げた。

次に、戻るが6ページを御覧いただきたい。展示計画を見通した候補資料の調査については、勝海舟に関するゆかりの資料や清明文庫に関すること、洗足池周辺の地域史などを中心に、展示計画をしていく上で基礎となる資料の所蔵などの調査を行った。調査した資

料の中には、清明会の関係者一覧も掲載している。

次に、62ページを御覧いただきたい。鳳凰閣活用に関する類似施設の調査については、歴史的建造物を活用した事例と施設の運用面から見た事例ということで、3施設を選定した。

62ページにある「北野工房のまち」は、小学校として昭和6年に竣工した。平成8年に閉校となり、平成10年からは「北野工房のまち」として運営されている。特徴としては、入居するテナントを運営会社がほかの店舗とのバランスをとりながら、行政が関与することなくテナント使用者の選定を行っている点である。

68ページの「下関市立近代先人顕彰館」は、「通信省下関電信局電話課庁舎」として、大正13年に竣工した。平成22年に近代先人顕彰館として開館している。この建物は、一度解体が決定されたが、市民の方の保存運動によって活用の方針が変わった。建物自体を見学に来る方もおり、本建造物自体も展示物の対象となっている。展示では、1階は文学館として、2階は田中絹代記念館として運営されている。

「北野工房のまち」と「下関市立近代先人顕彰館」については、歴史的建造物を活用した事例ということで調査をした。

続いて、74ページの「兵庫県立美術館」については、阪神・淡路大震災からの文化復興のシンボルとして、「人間のこころの豊かさ」の回復・復興を基本理念に開館した。ここでの特徴は、館長である蓑氏自身にある。蓑氏は、非常にバイタリティーあふれる施策を行っていることから、蓑館長へのインタビューという形で施設調査を行った。蓑館長は、金沢21世紀美術館の館長も歴任されている。インタビューでは、集客の方法など鳳凰閣でも参考になるお話を伺った。

98ページを御覧いただきたい。施設活用及び展示イメージの提示については、まず、施設活用では活用の前提となる事項として、都市公園法に規定する施設であること、洗足池の歴史・文化を活かした施設であること、国登録有形文化財の価値を後進に伝え、また地域の観光資源としての活用を前提とした施設であることを列挙した。展示のイメージでは、勝海舟の足跡をたどれる展示を目指していく。

以上が、報告書のポイントである。今後については、本報告書を今年度策定する予定の基本構想及び基本計画を策定する上での基礎的な資料として活用していく。

鳳凰閣の耐震診断について、追加で報告させていただく。耐震診断については、平成25年2月に開催された大田区耐震診断判定会においてI S値0.78との結果報告がなされている。耐震改修促進法における構造耐震判定指標の目標値は0.6であるが、大田区では安全係数1.25をかけた0.75を目標値としており、結果は0.78とそれを上回るものであったことを、遅れたが併せて報告させていただく。

続いて、郷土博物館の刊行物についての報告をさせていただく。

1点目は、おた歴史探検である。郷土博物館が開館して30年以上がたった。これまで来館したお客様や子どもさんたちからたくさんの質問をいただいていた。それらの質問に対する答えや今までの研究成果を、このガイドブックとしてまとめさせていただいた。

この本は、主に小学校高学年の読者を想定し編集しているが、大人の方でも大田区を知る、わかりやすい入門書として楽しんでいただけるよう様々なテーマで構成している。地域学習の手引として、地域を楽しむガイドブックとして活用していただければと考えてい

る。また、学校教材などとしての活用方法についても検討していきたいと考えている。

本書については、作成部数3,000冊である。そのうち有償販売分は2,500冊を予定している。作成単価は、1冊あたり262.5円で、郷土博物館の有償販売における価格決定の手順において、100円未満を切り上げとしていることから300円での販売を考えている。

2点目は、大田区立郷土博物館紀要第20号である。こちらは、郷土博物館学芸員等の研究成果を収載した定期刊行物である。収録内容としては、「麦わら細工」の調査・研究や「学童集団疎開」の資料紹介などである。

本書については、650冊を印刷し、有償販売分が50冊を予定している。作成単価は、630円となっており、700円での販売を考えている。

3点目は、大田区の文化財第40集（六郷水門・六郷排水場調査報告書）である。六郷水門は、大田区の近代化の発展に大きく関わりを持ち、地域の生活文化を伝える文化遺産であることから、竣工80周年を迎えた平成23年に六郷排水場とともに調査を実施し、その成果をまとめ刊行した。

本書については、600冊を印刷し、有償販売分は150冊を予定している。作成単価は、1冊735円となっており、800円で販売させていただくことを考えている。

○委員長

今までの報告事項について、何か質問があればお受けする。

○藤崎委員

教育総務部長が説明した、平成26年の事務局の主要事業取組の12番目、学校支援地域本部の充実だが、コーディネーターとボランティアの研修実施、これはわかる。その次のネットワークづくりの推進だが、各学校でつくっている地域支援本部のネットワークづくりを教育委員会事務局で何をやるのか。例えばPTAであれば、PTA連合協議会や連絡協議会のようなもう一つ上の団体でやりとりしているのだが、教育委員会が入って、何かネットワークづくりというのは、組織として考えているのか、何かアイデアを出させるようなソフトなものを考えているのかということをお聞かせいただきたい。

○社会教育課長

ネットワークづくりについては、あくまでも、既に行われている自主的に地域ごとに集まるミーティングを支援していくという形での推進を考えている。

その目的としては、情報の共有、それからいろいろなほかの区で活発にやっているところの体制であるとかプログラム内容というものを皆さんで共有していただき、今後の各地域本部の活動を活発にしていっていただくというものである。実際に今まで開催されているミーティングにこちらの職員が出向き情報提供もしており、支援をしているところである。PTAの連Pのような、かちつとした組織というイメージでは考えていない。

○藤崎委員

情報を一旦社会教育課で吸い上げて、欲しい者が全部社会教育課に聞いてきて、情報を与えていくという形をとるのか。大変な事務量になると思うのだが。あとは、経済的な支

援というのにもそこに含まれるのかという観点ではいかがか。

○社会教育課長

経済的な支援というのは、今のところ考えていない。それから情報についても、必要なものについては、改めて整理していこうと考えている。

その場に出た意見は、区のほうで吸い上げて、それをまた皆さんに各地域部に提供するというところを考えている。ただ、その中で要素として、例えば講師の情報等を一括して区のほうで集約して、それを提供するというところについては考えている。

○藤崎委員

承知した。質問の趣旨は、自発的にやっていただくものなのか、ある程度、行政のほうが発注をしながらやるものなのかによって、多分、間に落ちてしまうものはたくさんあるだろうということである。やってくれるのではないですかとか、そちらで普通やりますよねということがもったいないと思っている。実践を重んじるのであれば、極力、ここはやりますということをしっかりと明記した上で、書いていないものは特別なことが起きない限りはタッチしませんとおかないと、支援・促進のようなことを出していると、常に間に落ちてしまうボールというのが混乱のもとになるなと思ったので、確認させていただいた。

○尾形委員

同じく26年度の主要事務事業のところなのだが、5番目の国際理解教育の推進のところに英語カフェとある。これは、具体的にどのようなものをイメージしているのかを教えてください。

もう1点、学校図書館支援事業と4ページにある。以前よりも校数が増えた気がする。間違っているかもしれないが、増えた気がする。そうすると、将来、これを教育委員会として増やしていく、または区のほうに全校配置の要望をしていくのかどうか、その辺をお伺いしたい。

今、非常に子どもたちの読書量が減っていると盛んに騒がれているし、実際そうなのである。調査によっても本を読んでいる子どもは全ての教科で学力が高くなっている。それぐらい読書というのは言葉を豊かにし、学力を高めて、やはり心を豊かにするものだと思う。何よりも豊かな人生を送るために大事なことなのかなと。そういう意味で、校数をさらに増やしていく、または要望していくという方向なのかという点をお伺いしたい。

○指導課長

初めの国際理解教育の推進、英語カフェだが、かねてより小学校の英語活動と中学校の英語教育については、外国語指導員の方に教えていただく時間を設定していた。その時間以外に配置される日の休み時間や放課後、その外国語指導員のところに子どもたちが自由にその部屋に行って英語を楽しむという機会を英語カフェとして設定をした。もう既に実施している学校からは、予想以上に子どもたちがそこに来て、非常に楽しくその時間を過ごしている様子が伺えるとの報告もいただいている。

学校図書館支援事業につきましては、大田図書館の協力をいただき、公立図書館に委託されている図書館司書の方が近隣の学校の支援にあたるというところだが、委員のおっしゃるとおりである。昨年度までは小学校2校、中学校2校に支援をいただいていた。今年度は小学校7校、中学校4校ということで数が増えて支援をいただいている。今後については、大田図書館長のほうから説明していただく。

○大田図書館長

ほとんど答えていただいているが、今年度、27年度からの指定管理者の選定を全15の図書館、もう一つ大田図書館は委託なのだが、それを行う予定である。その指定管理者の業務の中で、全校での実施ができないか、今、検討しているところである。

○芳賀委員

小学校の在籍者数のところなのだが、清水窪小学校が、資料を見ると3年生が16人、2年生が29人、1年生が60人。倍倍ゲームで増えているのだが、いろいろな皆さんの努力が実ってきたのだなと思っている。ただ、近くの赤松小学校等の人数があまり動いていないところを見ると、かなり広い範囲から清水窪に来ているのかなと思っているのであるが、いかがか。

○学務課長

清水窪小学校については、やはりおたサイエンススクールのコースが非常に多いということで、今回このような形になった。60人ということで、人数増はもう少し時間がかかるのかなと思っていたが、予想以上にインターネット等の情報交換の効果などがあるかなと考えているところである。

○芳賀委員

地域的には、これは全区から来ている感じなのか。

○学務課長

地域的には、主にやはり周辺地域からが大半である。あとはバス路線で山王小の地域あたりからとか、そういったところも何人かはあると思うが、主にはやはり周辺地域からということである。

○委員長

ほかにないようであれば、私からも一言。もとに戻って申しわけないのだが、先ほどの主要な事業についてである。5番の国際理解教育の推進であるが、いろいろな学校に行きお話を伺うと、この英語カフェのみならず、各学校の先生がそれぞれ自主的に、このことにきちんと関心を寄せている。オリンピック・パラリンピックが開催されるにあたり、東京都も含めて、こういった国際理解教育のことについて関心を持ち、非常に推奨している。

そういった関係もあるのであろう。先生方は小・中ともに連携をとりながら、できれば

一緒に英語の力を伸ばしていきたいと、いろいろな形で取り組み、年間事業の中で活動していると伺っている。非常にうれしいことである。たまたま伺ったのだが、人権教育の中で、今年度は是非、人権作文を英語でつくってみたいなどという話もあるそうである。そういった先生方に、是非サポートをお願いしたいと思っている。

○尾形委員

もう1点だが、この子どもガーデンパーティーのことで話したいと思う。私は、新井宿会場に参加したのだが、朝の準備から3時過ぎの終わりまで、ずっとそこにいた。一番の感想として、平本会長という青少対の会長と、副会長の溝口実行委員長が中心となり、学校と地域と関係団体の連携が本当に見事で、素晴らしいと思った。

2番目に、大森第三中学校の子どもたちが案内等、ボランティアとして参加していたが、生き生きとしてやっていた。

それから、3番目は、会場についてである。大田文化の森、入新井第二小学校、新井宿福祉園、この建物の中、または校庭で行われた。会場も非常に広いので、本当にいい体験の場が提供されているなど感心した。

その前の日に中学校のバドミントン大会にお伺いし、そのときにも感じたのだが、大田区というのは本当に地域で子どもを育てようという方々がたくさんいるなどつくづくそう思った。この地域人材を学校の事業にどのように参加していただき、活用させていただくのかと、そんなことを考えた。

私は今、ある学校に土曜日にボランティアで御邪魔している。そこでボランティアの方が、「小学生でも教え方が非常に難しい。算数になるともうわからない。」とおっしゃっていた。そういうボランティアの方が多い。先ほど、委員のほうから質問があったのだが、この地域支援本部、またはそのもっと上の社会教育課のほうでボランティアを募り、直接算数とか国語を教えられる指導のようなものがあつたらいいなという感想を私は持った。

○横川委員

また最初に戻るが、平成26年度の教育委員会の事務局の主要事務事業の中で、健康教育というのはどこに入るのか。例えば食育の問題だとか、衛生関連だとかというのはどこに入るのか。見ていたのだが体力向上とも違うし、どこに入るのかを教えていただければと思う。

○副参事

これは、体力向上のほうに位置付けてある。体力は、基本的にスポーツをするというだけではなく生活の習慣ということで、早寝早起き朝御飯、これがもう全てで、体育・健康教育ということで、そちらにも体育・健康教育の事業の公開講座という形で書かせていただいているが、セットにして、子どもたちのまさに心身の健康土台づくりということで位置付けさせているところである。

○横川委員

承知した。

○委員長

ほかにないか。

(「はい」との声あり)

○委員長

それでは、ただいまの報告全てについて、承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

それでは、承認する。

日程第3 「議案審議」

○委員長

それでは、第14号議案について事務局職員からの説明を求める。

○教育総務課長

第14号議案だが、平成26年度第一次補正予算要求原案である。1枚めくっていただいた、別表のとおりである。補正理由及び補正内容については、こちらに記載されているとおりであるが、志茂田小学校・中学校の改築について、事前工事の契約不調による工期の変更等に伴い、仮設校舎の賃借に係る債務負担の期間を変更する。また、それにより予算額を見直すということである。

仮設校舎建設時期の変更による減額、それと人件費、資材費等の高騰による増額。これを合わせると、小学校費については1億1,650万5,000円の減、中学校費につきましては1億2,471万3,000円の減ということである。合わせて、2億4,121万8,000円の減額補正を計上するものである。

提案理由としては、ただいま説明したとおりだが、平成26年度歳出予算の補正を行う必要があるため、この案を提出するものである。

○委員長

ただいまの説明に対して意見・質問があれば、どうぞ。よろしいか。

(「はい」との声あり)

○委員長

それでは、第14号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

決定する。

次に、第15号議案について、事務局職員からの説明を求める。

○教育総務課長

第15号議案だが、平成26年度第二次補正予算要求原案である。これも1枚めくっていただきたい。

こちらについては、東六郷小学校の改築に伴う土壌処理関連経費を予算計上するものである。地下水の汚染対策業務委託で、委託料を1,555万2,000円、土壌処理工事で、工事請負費を1億8,517万5,000円。合計2億72万7,000円の増額計上をするものである。

提案理由であるが、東六郷小学校の改築に係る土壌処理工事の実施に伴い、平成26年度歳出予算の補正を行う必要があるため、この案を提出するというものである。

○委員長

ただいまの説明に対して意見・質問があるか。

なければ、第15号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

原案どおり決定する。

次に、第16号議案について、事務局職員からの説明を求める。

○教育総務課長

第16号議案、大田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例である。

こちらについては、別表に記載してある。現在の別表を新しい別表に変えるもので、これは勤務年数に応じた欄になっている。上段が学校医と学校歯科医、下の段が学校薬剤師の欄になっている。このような改めをするわけであるが、施行期日、経過措置については、こちらに記載してあるとおりで、今回、読み上げは控えさせていただく。

○委員長

ただいまの第16号議案について意見・質問があるか。よろしいか。

(「はい」との声あり)

○委員長

それでは、第16号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

決定する。

次に、第17号議案について、事務局職員から説明を求める。

○教育総務課長

第17号議案だが、大田区総合体育館の利用料金の承認についてである。

申請者は、住友不動産エスフォルタ・JTB・NTTファシリティーズグループである。対象施設は、大田区総合体育館で、申請があった利用料金については、こちらの表の記載のとおりである。利用料金適用の期間であるが、平成26年4月1日から平成29年3月31日までで、大田区総合体育館条例第8条第2項の規定に基づき、この案を提出するものである。

○委員長

ただいまの第17号議案について意見・質問はあるか。よろしいか。
(「はい」との声あり)

○委員長

それでは、第17号議案について、原案どおり決定してよろしいか。
(「異議なし」との声あり)

○委員長

決定する。

これをもって、平成26年第4回教育委員会定例会を閉会する。
(午後4時10分閉会)